

最高裁秘書第2482号

令和3年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年7月3日付け（同月5日受付、第030337号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成2年12月13日付け最高裁民三第499号民事局長通達「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて

平成 2 年 12 月 13 日民三第 499 号高等裁判所
長官、地方裁判所長あて民事局長通達

改正 平成 14 年 2 月 15 日民三第 41 号
令和 3 年 3 月 29 日総一第 381 号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（以下「法」という。）、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則（以下「規則」という。）及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（以下「政令」という。）の規定による滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて下記のとおり定めましたから、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 法第 3 条（規則第 4 条、第 5 条、第 6 条、政令第 2 条）関係

- (1) 執行官が徴収職員等に差押書を交付するときは、その副本 1 通を添付する。この副本は、徴収職員等が受付の年月日を記入し、記名した上、執行官に返還される。返還に要する郵便切手は、差押書を交付する際、執行官が徴収職員等に交付する。
- (2) 執行官は、政令第 2 条の規定により差押調書等の謄本の交付を請求するときは、当該調書等の謄本の送付に要する郵便切手を徴収職員等に交付する。

2 法第 5 条（規則第 7 条、第 8 条、政令第 3 条）関係

- (1) 執行官は、滞納処分による差押えの際債権者及び債務者以外の第三者が占有していた動産で、法第 3 条第 2 項の規定により差し押されたものを法第 5 条第 1 項の規定により引き渡す旨の徴収職員等の通知を受けたときは、当該第三者に対し、当該動産の引渡しを拒まないかどうかを確かめ、拒まない旨を告げられたときは、その旨を記載した書面（以下「動産差押承諾書」という。）の提出を求める。
- (2) 執行官は、(1)の動産の引渡しを受けるときは、債権者、債務者及び滞納処分による差押えの際動産を占有していた第三者以外の者で動産を保管しているもの（以下「保管者」という。）に対し、動産差押承諾書を提示する。ただし、滞納処分による差押えの際その動産を占有していた第三者が執行官に引き渡すことを拒まなかった場合において、動産差押承諾書が未提出であるときは、その旨を保管者に告知すれば足りる。
- (3) 執行官が規則第 7 条第 1 項後段の書面を交付して動産の引渡しを受ける場合において、保管者が当該動産を引き渡すことを拒んだときは、執行官は、その旨を徴収職員等に通知し、改めて徴収職員等から直接当該動産の引渡しを受ける。

3 法第 6 条（規則第 9 条、政令第 4 条）関係

売却代金又は有価証券の取立金の残余は、徴収職員等から当該執行官の所属する地方裁判所の歳入歳出外現金出納官吏の保管金口座に保管替えし、又は執行官に送金し、若しくは持参する方法により交付される。執行官は、交付を受けた金銭について、保管金としての受入手続を行う。

4 法第11条（規則第14条、政令第6条）関係

執行官は、滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がされている動産について、滞納処分による差押え後にした強制執行による差押えを取り消す場合においては、仮差押えの執行がされている旨を書面により徴収職員等に通知する。

5 法第17条（規則第18条、第19条、政令第8条、第9条）関係

売却代金の残余については、3の前段の例によって交付される。交付された金銭の受入手続については、3の後段の例による。

6 法第18条（規則第21条、政令第10条）関係

法第18条第2項の不動産について滞納処分による売却代金の残余を生じなかった旨の徴収職員等の通知があったときは、仮差押えの執行をした裁判所の裁判所書記官は、速やかにその旨を仮差押債権者に通知する。

7 法第20条の2（規則第23条の3、第23条の4、政令第12条の3、第12条の4）関係

(1) 執行官が徴収職員等から滞納処分による差押え後に強制執行若しくは競売が開始され、又は仮差押えの執行がされている自動車、建設機械又は小型船舶の引渡しを受けるときの事務の処理については、2の(1)から(3)までに定める場合の例による。

(2) 執行官は、徴収職員等に引き渡す(1)の自動車又は建設機械がその保管に費用を要しているものであるときは、規則第23条の3第9項（規則第23条の4第1項において準用する場合を含む。）の書面に1日当たりの保管費用の額を記載する。

(3) 民事保全規則第37条第1項（同規則第39条において準用する場合を含む。）に規定する場合においては、執行官は、その旨を徴収職員等に通知する。

8 法第20条の8（規則第23条の5、政令第12条の7、第12条の8）関係

(1) 第三債務者からの取立金、第三債務者が法第20条の6第1項の規定により供託した金銭の払渡金又は売却代金の残余については、3の前段の例によって交付される。交付された金銭の受入手続については、3の後段の例による。

(2) 執行官が法第20条の8において準用する法第5条第1項本文の規定により徴収職員等から動産の引渡しを受けるときの事務の処理については、2の(3)に定める場合の例による。

9 法第20条の9（規則第23条の6、政令第12条の11）関係

法第20条の9第1項の債権について、第三債務者からの取立金、第三債務者が同項において準用する法第20条の6第1項の規定により供託した金銭の払渡金又は売却代金につき残余を生じなかった旨の徴収職員等の通知があったときの事務の処理につ

いては、6に定める場合の例による。

10 法第21条（規則第24条、政令第13条）関係

執行官は、法第21条第2項の書面の交付を受けたときは、速やかに、その副本に当該書面受領の年月日及び他の滞納処分による差押えがあるときはその旨を記入し、記名して徴収職員等に返還する。

11 法第23条（規則第25条、政令第14条）関係

執行官が法第22条の動産を徴収職員等に引き渡す場合において、当該動産がその保管に費用を要しているものであるときの事務の処理については、7の(2)に定める場合の例による。

12 法第28条（規則第30条、政令第17条）関係

(1) 執行官は、仮差押えの執行後に強制執行による差押えをした動産で、その差押え後に滞納処分による差押えがあったものを強制執行による差押えの取消しにより徴収職員等に引き渡すときは、仮差押えの執行がされている旨を書面により徴収職員等に通知する。

(2) 執行官は、法第28条の動産について、強制執行による差押えをした場合において、強制執行による差押えを取り消すときは、仮差押えの執行がされている旨を書面により徴収職員等に通知する。

(3) 執行官は、強制執行による差押え後に仮差押えの執行がされている動産で、その執行後に滞納処分による差押えがあったものを強制執行による差押えの取消しにより徴収職員等に引き渡すときは、(1)に定める通知をする。

(4) 執行官は、法第22条の動産で、その後仮差押えの執行がされているものを強制執行による差押えの取消しにより徴収職員等に引き渡すときは、(1)に定める通知をする。

13 法第29条（規則第32条、政令第18条、第19条）関係

執行裁判所が政令第19条の書面を受け取ったときは、裁判所書記官は、その副本に当該書面受領の年月日を記入し、記名して徴収職員等に返還する。

14 法第34条（規則第37条、政令第23条）関係

仮差押えの執行をした裁判所が法第34条第1項の不動産について滞納処分による売却代金の残余を生じなかった旨の徴収職員等の通知を受け取ったときの事務の処理については、6に定める場合の例による。

15 法第36条の2（規則第41条、第42条、政令第27条、第28条）関係

執行官が強制執行若しくは競売の開始後又は仮差押えの執行後に滞納処分による差押えがされた自動車、建設機械又は小型船舶を徴収職員等に引き渡すとき、又は徴収職員等から受け取るときの事務の処理については、7に定める場合の例による。

16 法第36条の3（規則第45条、政令第29条）関係

執行裁判所が政令第29条第1項の書面を受け取ったときの事務の処理については、13に定める場合の例による。

17 法第36条の11（規則第45条、政令第31条）関係

執行官が法第36条の11第1項において準用する法第23条（法第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定により徴収職員等に動産を引き渡す場合において、当該動産がその保管に費用を要しているときの事務の処理については、7の(2)に定める場合の例による。

18 法第36条の12（規則第46条、政令第32条）関係

法第36条の12第1項の債権について、第三債務者からの取立金、第三債務者が同項において準用する法第20条の6第1項の規定により供託した金銭の払渡金又は売却代金につき残余を生じなかった旨の徴収職員等の通知があったときの事務の処理については、6に定める場合の例による。

付 記

- 1 この通達は、平成3年1月1日から実施する。
- 2 昭和55年9月30日付け最高裁民三第1112号民事局長通達「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて」は、平成2年12月31日限り、廃止する。

付 記（平14.2.15民三第41号）

この通達は、平成14年4月1日から実施する。

付 記（令3.3.29総一第381号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。